

## 松江市自死対策事業検討会設置要綱

### (設置)

第1条 全国的に自殺死亡率が高い水準で推移しており、これに対処するため、市町村には自死対策について地域の状況に応じた施策の策定と実施が求められている。本市においても島根県及び市内の関係機関・団体と連携し、自死対策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、松江市自死対策事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 自死対策事業の計画に対する助言及び実績の評価
- (2) 自死対策に関する住民啓発及び情報収集
- (3) その他自死対策の推進に必要とする事項

### (構成)

第3条 検討会は、次に掲げる関係機関及び団体から推薦された者（以下「委員」という。）により構成する。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 松江市医師会          | 1名 |
| (2) 松江市立病院          | 1名 |
| (3) 松江市民生児童委員協議会連合会 | 1名 |
| (4) 社会福祉法人島根いのちの電話  | 1名 |
| (5) 国立大学法人 島根大学     | 1名 |
| (6) 島根県精神保健福祉士会     | 1名 |
| (7) 松江労働基準監督署       | 1名 |
| (8) 松江市公民館長会        | 1名 |
| (9) 松江公共職業安定所       | 1名 |
| (10) 松江警察署          | 1名 |
| (11) 自死遺族市民団体       | 1名 |
| (12) 松江市社会福祉協議会     | 1名 |
| (13) 青少年支援に係る市民団体   | 1名 |
| (14) 松江市中学校長会       | 1名 |
| (15) 松江商工会議所        | 1名 |

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任はこれを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は市長が招集する。

### (守秘義務)

第7条 検討会に参加した者は、検討会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その委員を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 検討会の事務局は、松江市健康福祉部健康推進課に設置する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、委員長が検討会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 20 日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。